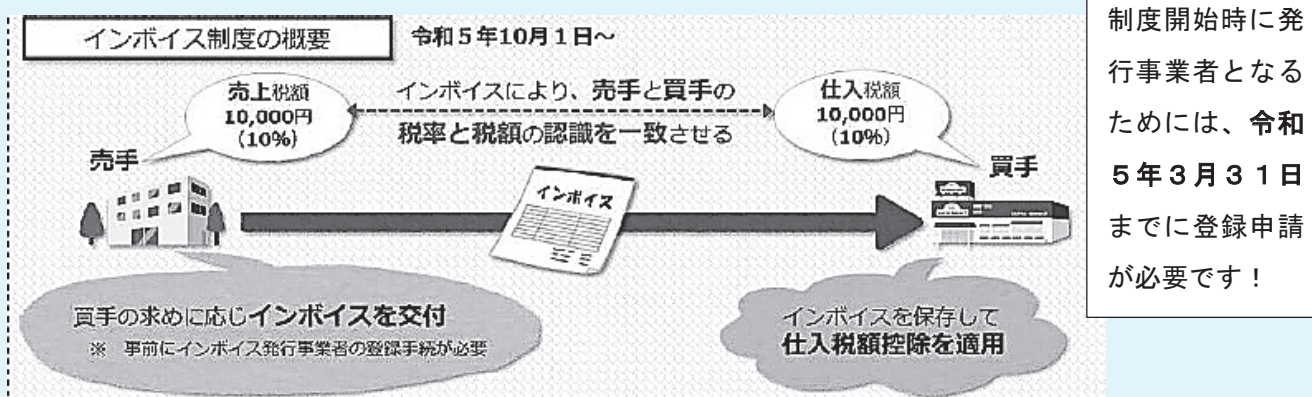


消費税 事業者の方へ 令和5年10月 インボイス制度が始まります！

「インボイス」とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



登録申請手続きは、e-Taxをご利用ください！

【e-Taxでの登録申請のメリット】

◇書面で申請された場合に比べて、早期に登録通知を受けることができます！

◇電子データで登録通知を受け取れます！紛失のリスクがありません！

個人事業主の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

◇インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができますが、免税事業者も登録を受けることができます。事業実態に合わせて登録をご検討ください。

◇登録にあたっては、取引先との調整等が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。

◇登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

お問合せ

◇コールセンター：0120-205-553

◇鯉沢税務署：0556-22-3191

インボイス制度
特設サイト

